【学校体育施設開放事業事務担当者説明会】

○学校体育施設開放事業における事務手続き等の変更について

令和7年1月30日 和歌山市教育委員会 教育学習部 生涯学習課

アジェンダ

- 1. 経緯
- 2. 変更点について
 - (1)提出書類の削減
 - (2) 学校(教員)の負担軽減
 - (3)利用日程の決定
 - (4) その他
 - ア. 登録要件
 - イ. 実費徴収
 - ウ. スポーツ少年団及び総合型地域スポーツクラブの取扱い
- 3. 今後のスケジュールについて

1. 経緯

昭和36年制定のスポーツ振興法において、「学校教育法第2条第2項に規定する国立学校及び公立学校の設置者は、その設置する学校の教育に支障のない限り、当該学校のスポーツ施設を一般のスポーツのための利用に供するよう努めなければならない。」と規定され、後進法であるスポーツ基本法(平成23年制定)においても、同様となっている。本市においても、これまで公立小中学校で体育館及びグラウンドを学校教育に支障のない範囲で開放してきており、現在は「和歌山市立小学校、中学校及び義務教育学校の施設の開放に関する規則(昭和50年8月1日施行)」及び「和歌山市立小学校、中学校及び義務教育学校の施設の開放に関する実施細則(令和4年4月1日施行)」、「和歌山市立学校体育施設開放事業における体育館の実費徴収要綱(平成19年10月1日施行)」に

しかしながら、現行制度に曖昧な点が多いことやルールが明確化されていないことから、 利用団体や学校教員からの苦情が頻繁にあるなど、問題点が山積している状況にある。

このようなことから、この度制度の見直しを行い、利用者にとって分かりやすく、公平 公正な利用が可能となるよう事務手続きを変更し、ルールの明確化を行うこととする。

※令和6年度実績で68施設、566団体の登録有

【苦情の一例】

・書類が多過ぎて、手続きがややこしい。

基づき、運用を行っているところである。

- ・学校教員が運営委員会の事務を肩代わりしている。
- ・運営委員会の会議等により、学校教員の残業が増加している。
- ・既存団体が優遇され、新規団体が利用しにくい状態にある。
- ・同一団体が団体名等を変更して、複数登録し利用している。

・・・などなど

2. 変更点について

(1)提出書類の削減

【課題】

現状、学校体育施設開放事業に係る関係書類は、多岐(14種類)に渡り、また提出が必要か不必要か分かりにくい状況にあり、<u>利用者や学校において</u> **手間を要している**とともに、事務局(生涯学習課)も実態を十分に把握できていない状況にある。



そのため、全ての様式について、提出が必要なものと提出が不要なもの、 また廃止するものを整理し、**最小限の書類数に改める**。

【変更後】

- ◆<u>提出必須(8種類)、必要に応じ提出(2種類)</u>
- ※書類のやり取りは、可能な限りメール(データ)で実施

◇関係書類の整理(R7.4~)

書類		提出	様式変 更	作成・提出	提出先
①使用団体登録申請書(別記様式第1	号)	必須	有	使用団体	生涯学習課
②団員名簿(別記様式第2号)	年 1	必須	有	使用団体	生涯学習課
③誓約書(別記様式第3号)		必須	無	使用団体	生涯学習課
④学校使用許可申請書(別記様式第5	号)	必須	無	使用団体	学校
⑤⑥使用予定表(別記様式第6・7号)		必須	無	運営委員会	生涯学習課
⑦使用実績表(別記様式第8号)	年2回	必須	有	使用団体	生涯学習課
⑧運営委員会名簿(別記様式第9号)		必須	有	運営委員会	生涯学習課
9対応記録票		必要に 応じて	無	運営委員会	生涯学習課
⑩空調使用申請書(別記様式第1号)		必要に応じて	新様式	使用団体	生涯学習課
⑪使用記録簿		無	無	使用団体	
迎実施計画書					
⑬実施報告書			様寸	廃止	
④免除申請書					

様式変更箇所

①別記様式第1号(使用団体登録申請書)

提出必須

nd ⇒a 1	* + * T /	Mr. 4 A BB AS \		dur I H	Chile delle	7 <u> </u>								
万月 記人	兼式第1号(男 4 余 関 係 <i>)</i>		<u>新 規</u>	継続	別	記様式第	1 号(第	4条関係)		1	新規	• 継	続
		学校体育施設開放事業	使用団体登録申請書	年					学校体育施設開放事	堂 使用団休登録	由諸書			
壬中邨(山市教育委員	Δ		#	月 日				1 区户日旭区/////	术区川四叶亚 縣	THE	年	月	目
	ロ 川 教 月 安 貞 : 長 阿 形 博 :					和	歌山市教	育委員会						
-tX 日 』	X 1/1/1/17 14	HJ 13K				教	育長 阿	形 博司	様					
			代表者氏名											
			4-F-1-1 - F	п	n / 45\					代表者氏名				
			生年月日 年	月	日(歳)					1. F. I. I.	F-		н (TF.)
			住 所 [〒] (所在地)							<u>生年月日</u> -	<u></u> 年		日(歳)
			電 話							住 所 「	•			
										(所在地)				
			携帯電話 一	_						電 話		_		
			F A X	_						携帯電話	_	_	_	
			メール							F A X				
		校、中学校及び義務教育学校の	施設の開放に関する	実施細則第4	4条の					メール				
		使用団体登録の申請をします。 たって当申請書、団員名簿及び	芸約書を学校及び運	世委員会へ付	世階 すること	\Box \angle				<u> </u>				
	意します。	たってコー明日、四貝石将及り	百万百 2 于 (X () (E)	1 X A Z V	ハ死りること		和歌山市		、中学校及び義務教育学校		異する実施	を細則第	4条第1	. 項の
施		学校	種別体	育館 ・ 道	雷	# #		1/P //) L	むりは田田休及母の由語な	134				
彭		于仅	1里加		±	占状	太温	로는	欄を追加(フピル	4/2	人	#11 \	
	団体名				172	从仪	乙是	きかい	関で足別(ヘ小ツ	🔪 गण्ट	, п :	至人	
	競技名									_				
月	実	:費免除団体該当の有無	有	· 無			政	14- 57		†	4			-
过 体]						1	体名						
	登録	和歌山市スポーツ少年団	有	· 無			競	技名		1				
	の有無	総合型地域スポーツクラブ	有	• 無			使	宇弗	免除団体該当の有無		<i></i>	無		
•	氏		生年11日 年	B	日(告)		用	大 貝	九队四件队 日 4 7 1 元	/	/ ₁₃			***********
理							Ā	登録	和歌山市スポーツ少年団		有 ·	無		
責任		─ 連絡先に	メールア	ドレ	ス欄を	を追り	I の	有無	総合型地域スポーツクラフ	, H /		無	***************************************	
l ä	電 (携帯電脈)	A THE PORCE								<u> </u>	1月 •	無		
4	氏		1 T T T I I T			—	200000	**********************	ニッ少年団に所属している場 _で ポーツクラブに所属している場	ooooooi 3川 白 秋 シ ラ つ	する ・	拠点校	きとしない	Λ
務						N			パープグラブに印風している場					-1E-1
担当							団	名		生年月日	年	月	日(歳)
4	(携帯電)		FAX				住	所「	•					
	氏 名		生年月日 年	月	日(歳)			話		FAX				
連絡			<u></u>				先	帯電話)		1 11 11				
者			EAN				メ	ール						_;
╽┕	(携帯電話)	※記載された	FAX 個人標準については、光東党	の目的外には何	#用1 ##/				※記載され	た個人情報について	は、当事業の	目的外には	使用しませ	⁻ ~√

様式変更箇所

②別記様式第2号(団員名簿)

提出必須

別言	己様式	第 2 년	号(第4条	条関係)									団体名:		
								寸	員	名	簿			NO.	
		,				1	T			1				IVO.	
番号	指導者	団員	氏	名	生年月日	年齢	住	所		学校		通学校名又は勤務先名	3請校区内に在住していない場合 通学校又は勤務先の所在地	学校 小学校区	交区
1													22 1 DO CTO 33 13 7 1 1 2 1 2	小子区区	十十以区
2		•									***************************************				····
3	ļ									<u>'</u>					
					<u> </u>	计	拿者・[5	日日	のお	した	··	hΠ			
4		***************************************	***************************************		J	1 📆	FTI L	4只	U) 1-	۲. ه	尸	/JH			v
5															
6															
7													***************************************		
8	.														
9															
10															
11						***************************************						••••••••••••••••••			
12													***************************************		
13	j														
14			***************************************	***************************************		***************************************					***************************************				·····
15		***************************************			***************************************			***************************************			***************************************				
16															
	<u> </u>	***************************************	***************************************	***************************************		***************************************				***************************************	***************************************	***************************************			***************************************
17	L				₩ (h =± L	* I T - L	1 1 	1 ++=	****	- 半ュュ	1-1- #·	***	· A- IA	\ 	
			※年齢は、台		数 (甲請や 月1日現在で			<u>人</u> 、甲請	育仪区/円召	:字また	ば仕勤		E住除く)、左記以外 <u>人</u> 、台	î計	<u> </u>
			※申請校区内	内に在住し	ていない場合	、勤務	先または通学校名、所 の目的外には使用しま		区を記入して	ください。					
			☆記載される	二回八宵報	いについては、	コ争業	いけかかには使用しま	ピん。							

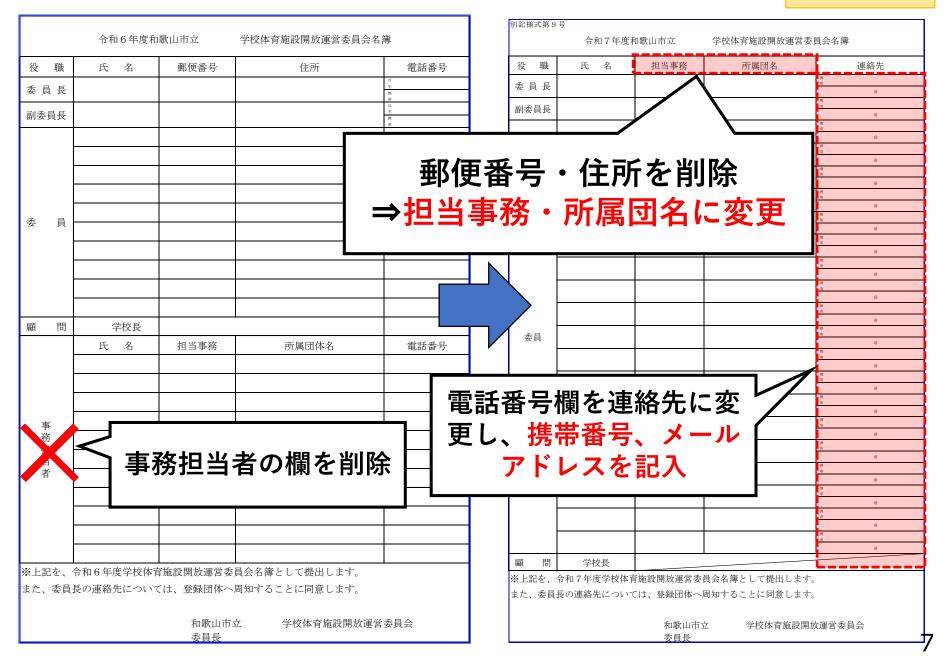
様式変更箇所 ⑦別記様式第8号(使用実績表)

提出必須

	学校体育	育施設使用	実績表	令和6(2024)年度 前	期•後期	分	別記	 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・								
										学	校体育施	设使用実績表	を 令和7(2	2025)年度	前期•後	財 分	
<u>和歌山市立</u>			学	校体育施設開放	運営委員会				和歌山市立				学校	(体育施設開放	運営委員会		
登録番号			代表	者氏名												-	
								-	登録番号			代表者	氏名				免除該当 □有
<u>登録団体名</u>			<u>連絡</u> :	先(電話番号)				_ _	登録団体名			連絡先	(電話番号)				口無
	使儿	用日時		使用時間数	点灯面数	使用人数	備考						使田田	時間数			_
1 年	月 日	曜日	~				, <u>.</u>				用日時			2団体で使用	空調使用	使用人数	備考
2 年	<u>月日</u>	曜日	~					1	<u>年</u> 年	<u>月</u> 日 月日		~					
3 年 4 年	<u>月</u> 日	曜日	~					3	年	月日		~					
5 年	月 日	曜日	~					4	年	月 日		~					
6 年	月 日	曜日	~					5	年 年	<u>月</u> 日 月日		~					
7 年	月 日	曜日	~					7	年	月日		~					
8 9 年	<u>月</u> 日 月日	曜日	~					8	年	月 日	曜日	~					
10 年	月日	曜日	~					9	<u>年</u> 年	月日		~					
11 年	月 日	曜日	~					10	年	月 日		~					
12 年	月 日	曜日	~					12	年	月日		~					
13 年	月日	曜日	~					13	年	月日	曜日	~	<u> </u>				
14 年 15 年	<u>月日</u> 月日	曜日	~						年	月 日	曜日曜日	~	-				
15 年 16 年	<u>月</u> 日	曜日	~						年	月 日		~	!				
17 年	月日	曜日	~						年	月 日		~					
18 年	月 日	曜日	~						年	月 日	曜日曜日	~					
19 年	月日	曜日	~					20	年	月 日							
20 年	<u>月日</u>	曜日	~					21 22	年	月 日							
21 年 22 年	<u>月</u> 日	曜日	~					22	年	月		_~					
23 年	月日	曜日	~					23	#			~					
24 年	月日	曜日	~					24				-	-				
25 年	月 日	曜日	~														
26 年	<u>月日</u>	曜日	~				L I — — W		.II = 4								
27 年 28 年	<u>月</u> 日	曜日	~			• [点灯面数	ケダ	当川塔	<u> </u>							
29 年	月日	曜日	~			/ 1	WVJ EH X	\ <u>.</u>	ואורם	•							
30 年	月 日	曜日	~				1										
31 年	月 日	曜日	~				$\mathbf{\Psi}$										
32 年	月 日	曜日	~	4 -		/ IT	- A E	<i> </i>		_ LBB		4 1					
33 年 34 年	<u>月</u> 日	曜日	~~	• 1	力(不)	1史 月	1、2团(丕1芽	用口	ノ 稲	7	台刀山					
35 年	月日	曜日	~								, _ ~						
36 年	月 日	曜日	~			。灾	調使用	烟メ	い泊・	hП							
37 年	月 日	曜日	~			· 王	. 刚)文/门	们果了		IJН							
38 年	月 日	曜日	~														
39 年 40 年	<u>月</u> 日	曜日	~														
40 年	月日	曜日	~					43	年	月 日		~					
42 年	月日	曜日	~					44	年	月日		~					
43 年	月 日	曜日	~					45	平	月 日	曜日 計	~					
44 年	<u>月日</u>	曜日	~														
45 年	<u>月日</u> 合	計	~	<u> </u>		+					計算欄	,	×170	×85	× 850		
					1			-		の欄は記入し	ないでくたさい。						
	目に、内容を確										記後、チェック						,
□ 台計時	間や合計人数等	5、記人漏れ	はないか						□ 台計時間	や台計人数	等、記入漏れ	はないか					•

提出必須

様式変更箇所 ⑧別記様式第9号(運営委員会名簿)



⑩別記様式第1号(空調使用申請書)

必要に応じて提出

新様式

※利用学校に確認の うえ、提出してくだ さい。

別記様式第1号			
学校体育施設開放事業体育館空気調整設備使用申請書			
	年	月	日
(宛先) 和歌山市教育委員会			
申請者氏名 (代表者)			
住 所 (所在地)			
電 話 <u></u>		-	

次のとおり夏季期間 $(6/1\sim9/30)$ における空気調整設備の使用を申請します。

使用目的						
団 体 名						
使用施設	和歌山市立	学校	体育	館		
使用期間		年	月	日	から	
使用の理由						

(2) 学校教員の負担軽減

【課題】

現状、学校と運営委員会との役割分担が明確でないことから、学校によっては 教員が学校体育施設開放関係の事務を負担しているところがある。また、学校内 で夜間の会議等を行うことにより、教員の残業が増加しているところもある。

例えば・・・

- ・ 学校が提出書類を作成



学校教員の負担が少しでも減るように、**運営委員会が中心**となって、書類の作成等の活動を行う。

【変更後】

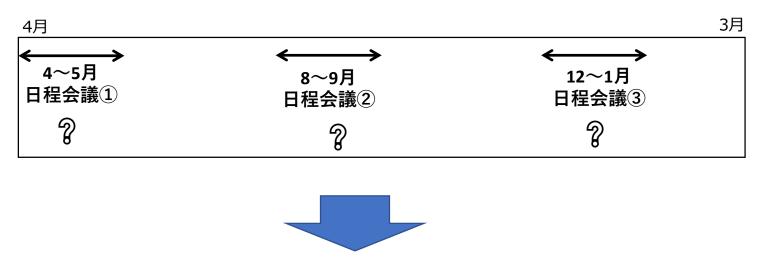
事務局(生涯学習課)と各団体はやり取りは、<u>原則メールで行う</u>(メールで行うことができない場合には連絡便を活用)が、<u>連絡便を活用</u>する場合は、学校内に設置する<u>連絡箱でやり取り</u>を行う。連絡便を受け取った学校は連絡箱に投函し、その後、<u>運営委員会が書類等を仕分けや各団体への連絡を行う</u>。また、<u>提出書類(主に使用予定表)</u>は<u>運営委員会が作成</u>し、メール又は連絡便にて事務局に提出する。なお、<u>夜間の会議の場合</u>は、教員の負担を鑑み、学校側と<u>場所の相</u> <u>談を十分に行ったうえ実施</u>する。

- ・ 運営委員会が提出書類を作成(紙orデータ)

(3)利用日程の決定

【課題】

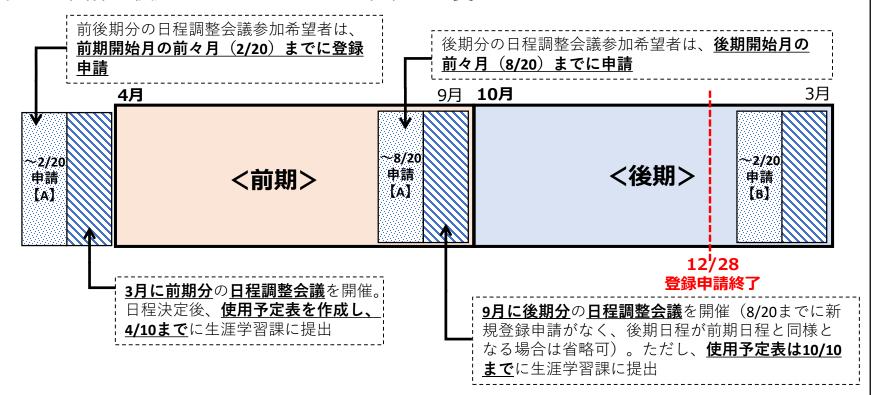
日程調整会議は、規定では年3回開催することになっているが、運営委員会によっては守られていないところがあり、また年間を通して日程を抑えるなど、既存団体の優遇と取られるようなケースが目立ち、新規団体等の入る余地が少ない状況が起きている。また、4月当初も日程調整会議が開催されていないにも関わらず使用しているケースや、長期に渡り日程を抑え、結果的に利用がないケースも見受けられる。



全ての地域スポーツ団体が、**公平に学校施設を利用**できるよう、**利用日程の決定の方法を改める**。

【変更後】

1年間を**前期と後期の2期**に分け、日程調整会議や新規登録等の時期を明確にし、より 多くの団体に使用してもらえるような仕組みに変更する。



※2/20 (前後期分) 又は8/20 (後期分) までに登録申請ができなかった場合は、日程調整会議に参加できない。ただし、前期にあっては、日程確定後、利用可能日の有無に関わらず、登録申請を可能とし、後期にあっては利用可能日がある場合にのみ登録申請を可能とするが、毎学年12月28日をもって登録申請の受付を終了する。なお、日程確定後に、利用可能日がある場合の日程については、運営委員長との協議により決定する。

(4) その他

ア. 登録要件

【課題】

申請の際、代表者や団体名を変えるなど、団体の構成員が概ね同一の団体が見受けられる。

【変更後】



団体の構成員の半数が他団体と同様の場合、いずれか1の団体のみ登録を可能とする。

イ.実費徴収

【課題】

使用団体の利用に際し実費を徴収しているが、明確な規定がないにも関わらず点灯数に応じて全面・半面・4分の1面で徴収するなど曖昧な取扱いをしている。

【変更後】



料金については、従来から実費分として徴収してきたが、利用形態によっては半面や4分の1面分で徴収するなどの取扱いをしてきた。しかしながら、実際使用する際に、半面や4分の1面のみの点灯では安全性を十分に確保できないことから、これまでの半面及び4分の1面の取扱いを廃止し、点灯面積に関わらず、原則1団体1時間170円(実費徴収要綱の金額の変更はなし)で運用していく。ただし、同日に2団体が同時に使用(1面ずつ)する場合に限り、1団体あたりの料金は半額とする。

ウ.スポーツ少年団及び総合型地域スポーツクラブの取り扱い

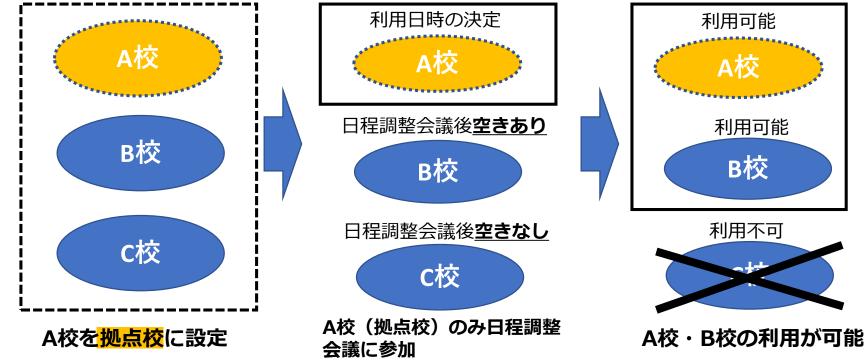
【課題】

現状、スポーツ少年団及び総合型地域スポーツクラブは、複数施設利用できる状況にあるが、それが原因で地域団体の活動枠が少なくなっているケースがあり、学校体育施設開放事業の主旨に反している。

【変更後】

スポーツ少年団については1校、総合型地域スポーツクラブについては1競技につき1校(上限5競技5校まで)を拠点校として設定する。拠点校以外は、当該地域の日程調整会議後空きがあれば使用可能とする。

(例)スポーツ少年団で複数校(A~C)使用したい場合



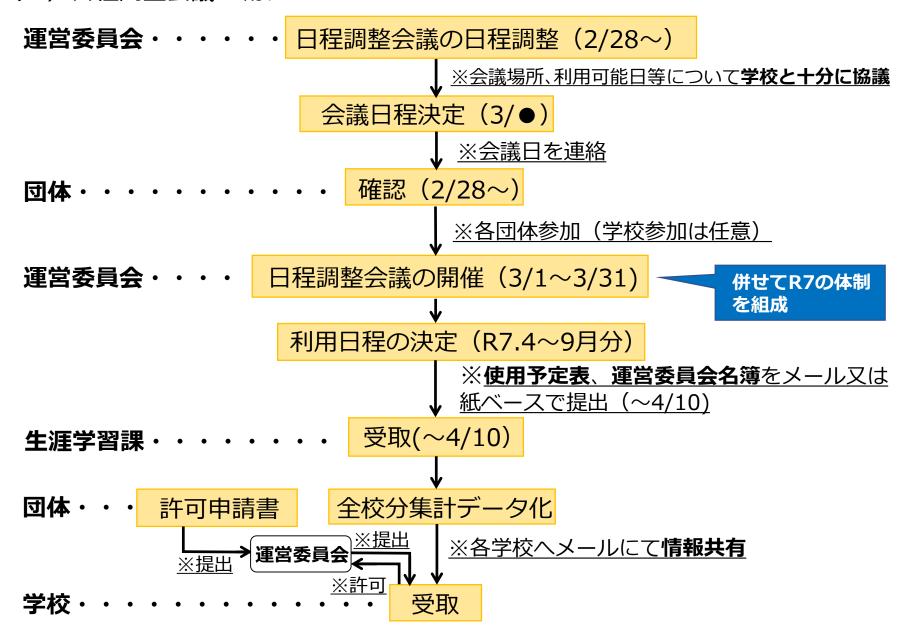
13

4. 今後のスケジュールについて

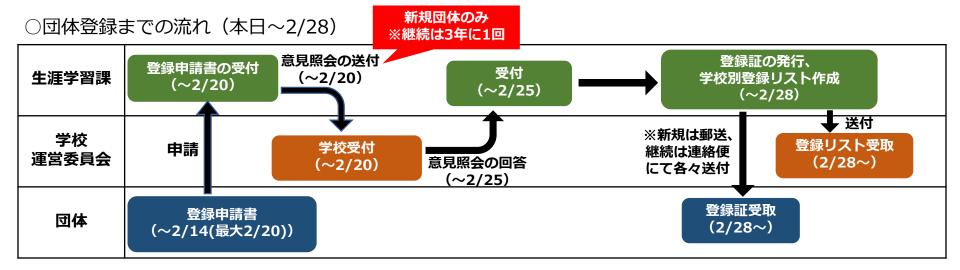
(1)団体登録の流れ



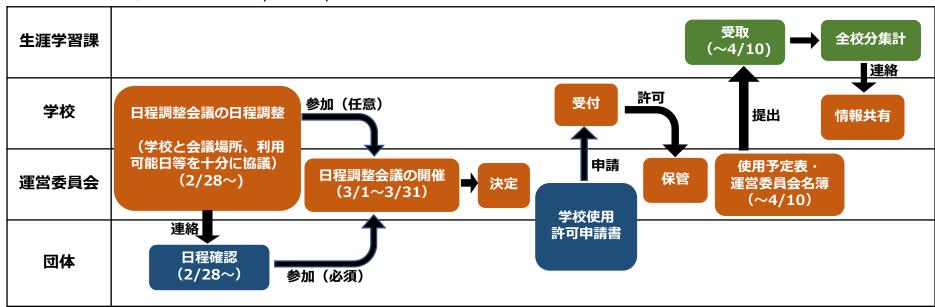
(2) 日程調整会議の流れ



令和7年度に向けた今後の事務の流れ



○日程調整会議までの流れ(2/28~4/10頃)



今回の制度改正(事務改善)は

- (1)事務手続きの簡素化
- (2) 学校教員の負担軽減
- (3) 多くの地域のスポーツ団体が、学校施設を利用

